

平成28年12月定例会

河合町議会会議録

平成28年12月15日 開会

河合町議会

平成28年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （12月15日）

○議事日程.....	1
○本日の会議に付した事件.....	1
○出席議員.....	1
○欠席議員.....	2
○出席説明員.....	2
○欠席説明員.....	2
○議会事務局出席者.....	2
○開議の宣告.....	3
○委員長報告.....	3
○議案第47号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第55号、請願第1号 の委員長報告、討論、採決.....	3
○議案第48号の委員長報告、討論、採決.....	11
○議案第49号、議案第56号の委員長報告、討論、採決.....	12
○議員発議第4号の上程、説明、討論、採決.....	14
○議員発議第5号の上程、説明、討論、採決.....	16
○議会運営委員会の閉会中の継続調査.....	17
○閉会の宣告.....	18
○署名議員.....	18

平成28年12月15日（木曜日）

（第3号）

平成28年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成28年12月15日（木）午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第 47号 平成28年度河合町一般会計補正予算について
日程第 2 議案第 50号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
日程第 3 議案第 51号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 4 議案第 52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第 55号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
日程第 6 請願第 1号 「議会だより」発行についての請願書について
日程第 7 議案第 48号 平成28年度河合町介護保険特別会計補正予算について
日程第 8 議案第 49号 河合町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
日程第 9 議案第 56号 奈良広域水質検査センター組合への加入について
日程第10 議員発議第 4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
日程第11 議員発議第 5号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書について
日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12で議事日程に同じ

出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 岡田 美伊子 | 2番 大西 孝幸 |
| 3番 清原 和人 | 4番 馬場 千恵子 |
| 5番 吉村 幸訓 | 6番 岡田 康則 |
| 7番 森尾 和正 | 8番 池原 真智子 |

9番 西村 潔

10番 疋田 俊文

11番 谷本 昌弘

12番 中尾 伊佐男

13番 辻井 賢治

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井 康徳	副 町 長	藤岡 和成
教 育 長	竹林 信也	総 務 部 長	福井 敏夫
福 祉 部 長	中尾 博幸	住 民 生 活 部 長	堀内 伸浩
ま ち づ く り 推 進 部 長	竹田 裕昭	教 育 部 長	井筒 匠
総 務 部 次 長	木村 光弘	福 祉 部 次 長	門口 光男
住 民 生 活 部 次 長	岡田 昌浩	政 策 調 整 課 長	森嶋 雅也
安 心 安 全 推 進 課 長	阪本 武司	財 政 課 長	上村 卓也
税 務 課 長	浮島 龍幸	福 祉 政 策 課 長	辰己 環
社 会 福 祉 協 議 会 課 長	山本 孝典	保 健 ス ポ ー ツ 課 長	上村 豊
認 定 こ ど も 準 備 室 長	佐藤 桂三	住 民 生 活 課 長	上村 英伸
ま ち づ く り 推 進 課 長	中山 雅至	地 域 活 性 課 長	福辻 照弘
上 下 水 道 課 長	石田 英毅	教 育 総 務 課 長	杉本 正範
生 涯 学 習 課 長	上村 欣也		

欠席者

企 画 部 長 澤井 昭仁

特 命 担 当 梅野 修治

会議に従事した事務局職員

調 整 員 堀内 一憲

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成28年第4回定例会を再開します。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より報告願います。

○11番（谷本昌弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告致します。

本日の議事日程につきましては、議員発議第4号、第5号の2発議、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、先に上程しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

◎議案第47号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第55号、請願第1号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1 議案第47号、日程第2 議案第50号、日程第3 議案第51号、日程第4 議案第52号、日程第5 議案第55号、日程第6 請願第1号を総務常任委員会に付託しておりますので、中尾伊佐男総務常任委員長より報告を求めます。

○12番（中尾伊佐男） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

○12番（中尾伊佐男） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る、12月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第47号、第50号、第51号、第52号、第55号、請願第1号について、12月9日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第47号 平成28年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

清掃工場の整備費での補正内容について質疑がなされ、2号焼却炉の燃烧室の突き上げバーの一部が摩耗している為、その部分の取り換え工事を行うとの答弁がなされました。その他に人事院勧告の反映について、介護給付費、地域生活支援事業費の当初予算措置額の決め方、住宅修繕の中身について質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第50号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

町の財政等にかかわらず人事院勧告のとおり機械的に上げたりするのは何故かとの質疑がなされ、国の給与体系、給与制度に準じた制度を維持しておかないといけないので、人事院勧告がなされた場合は同等にしていき、その上で、給与の削減率や色々な対策を、河合町として考えて行くとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第51号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

特別職でどれぐらいの増額かとの質疑がなされ、特別職3名で31万9,000円との答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

一般職だけで、年間の額はとの質疑がなされ、職員手当、期末手当、給与等を合わせて783万4,000円。人数としては162名。との答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第55号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

今回、この条例の一部を追加する理由はとの質疑がなされ、公共事業での残地を隣接する方に、利用促進を含め使ってもらえるよう、時価価格より安く譲渡し利用効率を上げてもらうためとの答弁がありました。その他、土地処分期間計画があるのか、隣接する方等への説明会の予定はあるのかとの質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

請願第1号 議会だより発行についての請願書については、審議の結果、賛成少数で不採択となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） これより議案第47号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。討論ですか。

○9番（西村 潔） はい、反対討論です。

○議長（疋田俊文） 反対討論認めます。西村議員。

○9番（西村 潔） 今回の補正予算、それと後で出ます3つの条例について人事院勧告制度そのものの、中身の説明がございました。従来から質問させていただいて、国家公務員の人事院勧告制度を地方公共団体が守るという考え方で来られてる。私としては勧告の趣旨としては労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであると、能率的な行政運営を維持する上での基盤であるという基本的な考え方があるという事ですね。この制度そのものは理解しております。今回、引上げの内容は公務員と民間の4月分の給与を比較して月例を708円すなわち0.17引き上げると、これは人事院勧告の趣旨ですけどね。ボーナスは昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間支給実績と公務員の年間の支給月数と比較して0.1月引き上げると。河合町は給与の勧告を踏まえて月例で0.2パーセント、平均して0.17でしたけど0.2パーセント引き上げる。ボーナスは0.1月引き上げるという補正を出してるわけですけども、私はこれに反対いたします。理由として

は、国家公務員の人事院勧告を町が受け入れる根拠が非常にあやふやで、ただ単なる自動的に受け入れるという考え方。そうしますと、1番目に法的な拘束力が無い状態で町長が給与を上げる。2番目としては国家公務員法14条に定める、情勢適用の原則に従った適切な措置がとられたかどうかと言う事でそういう判断ができない。給与の条件が社会一般の情勢に適応してるかどうか説明がなかった。3番目としては全国の民間と公務員との格差を河合町に当てはめる事が合理的かどうかというのも疑問である。4番目に河合町が置かれてる財政状況から見て、今後財政悪化に対応しようとしている姿が見受けられない。最後5番目ですど、勧告どおり給与を引き上げたとしても河合町独自の財政健全化に向けた給与水準の見直しを行おうとしている姿が感じ取れない、又そういう事をやろうという名言もございませんでした。こういう事で、非常に私としては河合町の姿勢が見えてない所でこれに賛成するわけにはいかないんです。例えばですね、身近な5人の家族の家計で言いますと、お父さん、お母さん、おばあちゃん、高校生、中学生のおこづかいを上げる。お父さんの収入があまり増えない状況の中で世間の事を考えて、おこづかいを増やす行為に似てるんじゃないかと、むしろ今後の事を考えたら「少し減らす」とお父さんは言うべき所をですね、子ども達がかawaiiそうだから、「増やしてあげますよ」という発想に似てると思うんです。今後、家計で言えば住宅ローンの変動金利が上がれば、負担がおこりえるリスクがあるわけですね。例えば、住宅の外壁のメンテナンスが必要になる場合もあるし、風呂場や台所のガス給湯器の調子が悪い、直さないといけない。あと数年もすれば子どもの大学や高校進学のお金がかかるんですね。これから耐久生活を強いられる状態になる事を考えればですね、こづかいを上げるどころか下げる意識が産まれても当然だと思うんです。もし、「そうではないんだ。河合町の財政は大丈夫なんだ」という事であれば、それなりに住民に対して示していただかなければだめなんです。そういう事で身近な問題をとらえても、河合町は非常に財政厳しい事を行政も認識されてるわけですから、そういう中で議員、町長、一般職も自動的に上げるという事については地域性を考慮しながら考えていかないといけないんじゃないかと。その意識が私は感じられないので反対します。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（「ありません」という者あり）

○議長（疋田俊文） これより議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第47号 平成28年度河合町一般会計補正予算については、可決されました。

○議長(疋田俊文) これより議案第50号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○9番(西村 潔) 議長。

○議長(疋田俊文) 西村議員。討論ですか。

○9番(西村 潔) 討論です。

○議長(疋田俊文) はい、西村議員。

○9番(西村 潔) 先ほどの47号と基本的には関連するんですけども、50号については例えば地方公務員法第14条に定める、情勢適応の原則の給与の条件が社会的一般に情勢に適しているかどうかなんですけど、適していないんじゃないかと思いますので、この視点から見てもこの50号の条例改正は私は反対します。

○議長(疋田俊文) 他にありませんか。

(「ありません」という者あり)

○議長(疋田俊文) これより議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第50号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第50号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、可決されました。

○議長(疋田俊文) これより議案第51号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第51号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第51号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第51号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、可決されました。

議案第52号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第52号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第52号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、可決されました。

議案第55号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） はい、馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この条例の改正ですけれども、対象となる土地が130㎡以下の宅地としては売れない土地、無道路地、不整形地等で単独利用が困難な土地。そして隣接と一体利用する事で利用が効果的に高まる土地となってるかと思えます。この土地なんですけれども、ほとんどが土地開発公社の解散に伴う土地という事ですが、なぜこのような隣接した土地で小さな土地で残ってきたのか質問も含めて討論んしたいと思えます。又、購入時に用途も明らかにせず不用品土地も購入したのではないかという疑問もあります。又、平成26年1月1日に施行されました要綱、町有財産等の売却処分審査委員会についてですけれども、第3条で土地の処分について定められています。その但し書きのところで土地の処分の可否又は処分方法に関して、町長が特別に審議の必要がないと定めたものは除くとありますが、それはどのような場合でしょうか。又、この審査委員の定数も定められておらず、特に7のその他の町長が必要と認めるものについては人数も不明確です。審査委員会そのものも不透明で、今回の条例の改正も個別に対応して町として活用方法をもっと検討すべきではないでしょうか。

又、対象となる土地周辺の状況についても今後なんらかの変化も起こりうるかもしれないという事も考えられます。拡大解釈ができるようなこのような条例には反対したいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（「ありません」という者あり）

○議長（疋田俊文） これより議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第55号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第55号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、可決されました。

請願第1号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） はい、馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 討論というよりも、この請願についてですけれども、住民の方から請願があって、私が紹介議員となってる訳ですけれども、この常任委員会で付託されたという事で事前に議長の方からも「委員会に出て説明するか」という声がかかりましたけれども、委員会そのものの性格からも討論、議論する場であると思ってましたので十分な討論がされるであろうと思ってました。ところが、現実的には傍聴もしてございましたけれども十分な審議もされていないように思われました。又、この請願については提出されていますので、その結果がどうであったのか、何故賛成か反対かを含めまして提案者にも報告等もしていきたいと思いますので、その点についてご意見のある議員さん含めまして意見を申し添えたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） この請願1号は初めての請願ですね。今、馬場さんがおっしゃったように委員会でもまれるという事で、委員さんの意見というのが確認ができてなかったと。私と

しては、議会だよりを発行するのは当然の事だと思うんですね。やはり議会が住民に対してどういう活動をしてるのかについてどういう形で伝えるかについては色々議論があると思いますが、これは議会としての責務だと思っております。以前に議会だよりを作っておりました。配布もされておりました。予算の関係で議会だよりそのものは無くなったという事で、広報誌に一部一般質問を載せてもらったと。財政健全化の視点に立って一部修正されてきたと。問題は発行するにあたって費用の問題でお金が無いから発行できないのか、あるいは発行時期が突然言われたからできないのかとかでなくて、私はむしろ今後議会として皆さんがどういう活動してるかについては全体で報告するのが責務だと思うんですね。個人の議員さんが色々チラシを作るのは自由にやってもらったいいわけで、出さなくて結構ですけどね。そういう事でもっと請願の趣旨を紳士に受け止めて議論をする、あるいはこれをどうしたらいいのかと、却下するだけではこれからこういう請願が出てくるかもしれません。そういう意味で例えば、費用が無いのであれば、費用を予算にあげるかどうか、財政が厳しかったら議員さんが負担したらいいじゃないですか。発行すればA3サイズ1回7,000枚刷って、10万ぐらいでいけるわけですから。いきなり10ページ、20ページ作るのではなくて、まずは議会としてスタートはこういう形でやっています。と示すべきだと思ってますのでそれを例えばホームページで作って、見てもらう手もあるでしょう。経費の事を考えたら。そういう色々な工夫をして、それでもこれは受け止められないという事であれば、住民さんに理解してもらわないといけないと思いますけど、ただ否決だけでは、これからもおそらく出てくるかもしれませんので各議員さんが十分に理解してもらわないといけないのでね。行政もおそらく協力もらわないといけない所も出てきますので、私は是非賛成したいと思ってますので、受け入れたいと思ってます。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（「ありません」という者あり）

○議長（疋田俊文） これより請願第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号を委員長報告のとおり不採択することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、請願第1号 議会だより発行については、不採択されました。

◎議案第48号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第7 議案第48号を厚生常任委員会に付託しておりますので、岡田康則厚生常任委員長より報告を求めます。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る、12月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第48号について12月9日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第48号 平成28年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、審議を行いました。地域介護・福祉空間整備推進交付金とはどのような内容かとの質疑があり、高齢者向け福祉施設がスプリンクラー、防犯、防火の施設整備をする場合に利用できる補助金との答弁がありました。その他、一件に対しての補助金額上限や基準について、補助の対象区分、補助申請をしている施設はどこかとの質疑がなされ、それぞれ答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

○議長（疋田俊文） 議案第48号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第48号 平成28年度河合町介護保険特別会計補正予算については、可決されました。

◎議案第49号、議案第56号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第8 議案第49号、日程第9 議案第56号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、吉村幸訓経済建設常任委員長より報告を求めます。

○5番（吉村幸訓） 議長。

○議長（疋田俊文） 吉村委員長。

○5番（吉村幸訓） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る、12月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第49号、第56号について12月9日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第49号 河合町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については理事者より説明を受け、審議を行いました。農業委員、農業推進委員の違いはとの質疑があり、農業委員の仕事内容は農地の集積、集約を行い新たに農業をしたいという方に農地を貸す手続や、遊休農地の発生防止、新規参入の促進という事で新たに農業をされる方への推進に関する協力で、推進委員の仕事内容は地元の農地の利用状況を把握してもらい農業委員へ意見を述べ議論をしてもらうのが主な活動との答弁がありました。その他、選任の仕方や任期についての質疑がなされ、それぞれ答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第56号 奈良広域水質検査センター組合への加入については理事者より説明を受け、審議を行いました。

現在、河合町の水質はどういう状況かとの質疑があり水質検査は、法定検査として毎日及び毎月行っており、現在は規定内との答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第49号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○4番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） はい、馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 第49号の議案に対して反対討論したいと思います。これまでの農業

委員会は農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り農民の地位の向上を寄与すると法の第一条に定められています。農地が一定面積以上ある全て市町村に設置されている規定があります。それは農地法に基づく農地行政主に担う行政委員会で委員の多数が農民の直接選挙で選ばれてきています。農民の意見を農政に反映することが業務の一つとされてきたのです。いわば農民の代表としての機関であるという性格でもあります。ところが今回の農業委員会の改正では具体的には3つの点が挙げられています。1つは法の目的、先ほど申しあげました1条ですけども、「農民の地位の向上」これが削除されています。これまでの農地の移動、転用の許認可業務に加えて農地等の利用の最適化の推進の事務が位置付けられ、その為の指針を定めることも業務とされました。2つ目は農業委員の選出方法を公選法から市町村長による任命に変えられたという事です。任命制になれば私意的な人選になる事の懸念も否定できません。これまで、公選委員とは別に農業共同組合、土地改良区の代表や議会から選出された議員の委員も一定数いましたけども、この制度もなくなり農業委員は市町村の任命委員に一本化されます。3つ目は農業委員の所業業務から農業及び農民に関する事項についての意見の講評、他の行政庁への件議等を削除しています。これは意見の講評、件議は多くの市町村で自治体への農業後身策の提案、政府へのTPP反対の意見書の提出等で農業委員が農民の声を代表する重要な役割を果たしてきました。今回新たに農業利用最適化推進委員が設置されています。この推進委員は農業委員会が農地利用の最適化を推進する担当地域を定めて委嘱するもので主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に担い手の農地利用の集積、集約、耕作放棄地の発生防止解消の地域における現場活動を行うとされており、推進委員の主な目的は農地の集積、集約化が位置付けられています。今回の改正は農業委員会の農業者の民主的機関としての性格を法律から消して制度の根本を変質させる内容でもあります。河合町のように小さな町では、こういった事が顕著に現れてくるとは思いませんけども、国の大きな動きとして地域の農業を守る、発展させるという観点から反対をしていきたいと思えます。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 私は賛成討論させていただきます。従来から農業の色々な問題点でこれから農業人口が減ってくる。農業法人とかの設立という事で提案もさせてもらった事もあるんですけども、農業を活性化するという意味で農業委員会は非常に重要なところだと思って

おります。更に、国の制度として改革をなささい、条例化しなさいという事はある程度やむを得ないというところで、推進委員を3名出したという事は非常に私は良いと思います。問題はこれをどう担保していくかという事です。実際に推進委員の方が農地の集約とか農業の在り方について農業委員会がどうやっていくかはこれからの話ですけれども。とりあえずこれをベースに農業の活性化を図っていくにはスタート台だと思っておりますので、私はまず賛成をいたしたいと思っております。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（「ありません」という者あり）

○議長（疋田俊文） これより議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第49号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第49号 河合町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、可決されました。

議案第56号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第56号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第56号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第56号 奈良広域水質検査センター組合への加入については、可決されました。

◎議員発議第4号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第10 議員発議第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求め

る意見書についてを議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提出者の岡田康則議員の説明を求めます。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日。

奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今、説明を受けましたけども、議員を志す新たな人材の確保に繋がるとおっしゃいましたが、これが主な理由になるとは思いません。又、厚生年金化するという事で町の負担がどれぐらいになるのか。町の負担という事は税金から出すという事ですので、それについてどうなってますか。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

(「ありません」という者あり)

○議長(疋田俊文) 議員発議第4号に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議員発議第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については可決されました。

◎議員発議第5号の上程、説明、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第11 議員発議第5号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提出者の岡田美伊子議員の説明を求めます。

○1番(岡田美伊子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 岡田議員。

○1番(岡田美伊子) 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書。

東日本大震災、熊本地震をはじめ、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生している。

迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって政府においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記。

1. 被災者支援システムの全自治体への完備・普及や学校区単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等地域防災力の向上を図ること。

2. 大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの

作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。

3. 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線 LAN の設置や災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。

4. 子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活でつらい思いをすることがないように避難所の環境整備や防災体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日。

奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議員発議第5号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員多数であります。

よって、議員発議第5号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書については可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（疋田俊文） 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、平成28年第4回定例会は、ただいまをもちまして閉会することに決しました。

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 池 原 真 智 子

署 名 議 員 西 村 潔